

【 会 議 録 】

日時：平成 19 年 10 月 17 日（水）19:00～21:00

会議名	自治基本条例に関する勉強会 第 2 回 幹事会	場所	越谷市中央市民会館 4 階 会議室 B
議題等	<p>○ 議題</p> <p>1 協議事項</p> <p>(1) 第 1 回幹事会の内容確認について</p> <p>(2) 第 3 回勉強会の進め方について</p> <p>(3) 今後の勉強会の日程について</p> <p>(4) 今後の幹事会の日程について</p>		
資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第書 ・ 資料 1－第 2 回幹事会資料 ・ 資料 2－勉強会検討テーマ（案 1）（案 2） 		
出席者	<p>幹事 14 名</p> <p>事務局（企画課職員）4 名</p>		
内 容	<p>別紙・議事要旨のとおり</p>		
<p>○ 合意・決定事項等</p> <p>1 協議事項</p> <p>(1) 第 1 回幹事会での内容確認について</p> <p>(2) 第 3 回勉強会の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政案で了承 ●役割分担等については、勉強会の 30 分前に集合し決める <p>(3) 今後の勉強会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第 1 日曜日及び第 3 土曜日 開催予定日：平成 19 年 11 月 4 日（日）、17 日（土） 平成 19 年 12 月 2 日（日）、15 日（土） 平成 20 年 1 月 19 日（土） 開催時間は午後を予定 内容については未定 <p>(4) 今後の幹事会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第 3 回勉強会終了後に開催し、今後の日程について検討する 			

第 2 回幹事会 会議録（要旨）

1 協議事項

- (1) 第 1 回幹事会の内容確認について
- (2) 第 3 回勉強会の進め方について
- (3) 今後の勉強会の日程について
- (4) 今後の幹事会の日程について

【事務局からの説明】

(1) 第 1 回幹事会の内容確認について

- ・ 勉強会の趣旨は、審議会の基盤づくりである。主な内容としては、条例等の内容についての学習・意見交換や審議会の運営方法についての検討である。
- ・ 条例等の内容についての学習・意見交換をすべき内容について皆さんの意見を要約すると、①自治基本条例にどのような内容を盛り込むかを検討する。その内容を審議会へ報告し、どう条例化するかについては、審議会で検討する。②市の課題が条例の内容に関連してくるので、市の実態・課題を整理する。との 2 つに分けられる。
- ・ 審議会の運営方法の検討について皆さんの意見を要約すると、①審議会の組織等についての検討、②どのように多くの市民（特に若い世代）を巻き込んでいくか。その具体的なプロセス、手法を考える。との 2 つに分けられる。

(2) 第 3 回勉強会の進め方について

- ・ 内容については、事務局から提案させていただきたい。行政の都合で大変申し訳ないが、12 月議会に（仮称）越谷市自治基本条例審議会設置条例（以下、設置条例）を提出することから、審議会の組織（人数、構成メンバー、公共的団体等）について検討していただきたい。そのご意見を参考に、事務局で設置条例（案）をまとめていきたいと考えている。
- ・ 進め方については、ワークショップ形式での意見交換を予定している。
- ・ 幹事は、勉強会のスケジュール案の作成など準備を行い、当日の進行を行う。

(3) 今後の勉強会の日程について

- ・ 第 3 回勉強会で参加者の皆さんにお知らせしたいので、第 4 回以降の日程を決めていただきたい。

(4) 今後の幹事会の日程について

- ・ 勉強会の開催に伴い、内容や役割分担等を幹事会で検討していただくため、幹事会の日程を決めていただきたい。

【意見】

- ・ 資料 1 の 2 「今後、勉強会や幹事会を進めていくうえでの、主な提案や意見」の中に「自治基本条例にどのような内容を盛り込むかを検討する」や「審議会でも審議する条例の素案作りを行う」とあるが、この項目について幹事会で検討するの

か。検討するのであれば、幹事会の性質や目的、検討すべき具体的案件などについて、はっきりさせる必要があるのではないか。

- 先日の第3回勉強会で最後に設けられた質問の時間にある参加者が「地域の問題を解決するための方法はどのように条例に反映できるか」という質問をした。間口を狭めないで、反映できるかどうか勉強会で学んでいくべきである。
- 行政の提案で進めるべきである。今までは、「協働」といっても行政の姿が見えにくかった。事務局として行政が積極的にかかわることで、参加者は安心すると思う。
- 最終的に条例制定権は行政にある。行政に責任を取ってもらうべきである。
- 第3回の検討テーマが決まっているが、審議会の人数や構成メンバーについて一般市民は基準が分からない。ある程度の基準、または素案を行政で提示するべきではないか。
- 審議会設置条例の内容についてワークショップで検討するのは、慎重すぎるのではないか。基本的な行政案をつくり、意見を聞く程度にとどめて残りの時間は別の勉強をするべきではないか。
- 越谷市の審議会に参加した者からすると、非常に画期的な（審議会設置）条例づくりであると思う。
- 事務局提案のテーマと進め方で勉強会を開催してよいか、幹事会の合意が必要ではないか。
- 事務局提案のテーマと進め方はよいと思うが、検討例のなかに職員が想定されていない。職員も入れるべきである。
- 勉強会については月に2回程度、定期的で開催した方がよい。
- 特に若い人が参加しやすく、分かりやすい日程がよい。
- 第1・第3土曜日や第2・第4土曜日と決めてはどうか。
- 第3回までは土曜日に開催しているが、毎回土曜日であると出席できない参加者がいるのではないか。
- 越谷市の“自治”の現状と越谷市の現状、両方を学ばなければ実態は分からないのではないか。
- 駒村先生の講演では、「自治基本条例は手続法としての要素がある」との説明があったが、越谷市の制度や規則を知らなければ自治基本条例を創ることはできない。条文等を解説してもらいたい。
- 勉強会検討テーマ（案1）（案2）であれば、（案1）の方がよいのではないか。（案2）では、自治基本条例に盛り込む“しくみ”の話ではなく、総合振興計画に盛り込む“施策”の話になってしまう。
- 短期間で越谷市の現状を学ぶのは、非常に難しい。行政にポイントを絞ってもらい行うほうがよいのではないか。
- 越谷市の現状（計画や条例など）について、講義形式で15回（各3時間程度）に分けて学んだことがある。知っていた方が役に立つと思うが、全てを勉強会で行うのは時間的に難しい。勉強会のなかで疑問があった場合は、その都度職員に答えてもらい、最終的には問答集（解説用語集）を作成し、参加者全員に配布できればよいのではないか。
- この勉強会・幹事会では、市民の理念や思いを議論する時間をしっかりと確保し

ていただきたい。

【質 問】

1. 第3回の勉強会で予定されている「審議会の組織について」は、本来幹事会で提案するものではなく、行政で提案し、運営を幹事会が手伝うという趣旨のものではないのか。
2. 一般市民にはあまり情報のない検討テーマでワークショップを開催し、どのような反響があると考えているのか。
3. 今回の進め方については、参加者の皆さんに事前に資料を配布し、学習していただかないと難しいのではないのか。
4. 勉強会から審議会へシフトした場合、この幹事会はどうなるのか。
5. ①審議会では現在の勉強会のようなものも行うのか。また、②審議会の役割と③答申を提出するリミットはどのくらいか。

【質問に対する事務局の考え方】

1. 「審議会の組織について」は本来もっと後でやるべきものだが、行政の都合で第3回のテーマにさせていただきたい。(第1回幹事会において説明済み)
2. 議論しにくいのは承知しているが、今回は前倒しして検討していただきたい。また、市民の感覚で率直なアイデアを出していただき、そのアイデアを参考に行政案を作成したいと考えている。
3. 第3回勉強会の開催のお知らせを兼ねて、参加者の皆さんに郵送する。
4. 未定である。(検討はしていない。)
5. ①審議会委員の構成によるが、委員の知識が乖離しているようであれば、勉強会は必要であると思う。②審議会の役割は、条例案の作成となる。③基本方針では、平成21年3月議会に提出することになっている。その場合には、平成20年の11月ぐらいには、提出することになる。しかし、スケジュールに縛られて中途半端な答申を出すよりは、しっかりと検討していただいて、その過程で検討に時間がかかるということであれば、行政としてもスケジュールの延長を考えたい。

【要望】

- ・ この勉強会は、審議会で検討するために重要である。今後の審議会には公共的団体が入ってくると思うので、公共的団体の方々（特に若い方）に早い段階から勉強会へ参加していただけるよう、行政からも積極的に地縁団体や業界団体への参加の呼びかけをお願いしたい。

【要望に対する事務局の考え方】

- ・ 行政からも色々な団体へ参加を呼びかける。